

リクラス安心サポート

お困り事を幅広くサポートいたします。

月額1,100円^{税込}

24時間・365日受付フリーダイヤル

☎ 0120-024-736

新しい部屋、新しい暮らし。環境も生活スタイルも変わる新生活には、様々な不安やトラブルがつきものです。「リクラス安心サポート」では、そんな入居者様の不安解消のサポートをさせていただきます。カギの紛失や水まわりのトラブル、ちょっとした不注意でガラスを割ってしまったなど、生活止の一般的なトラブルから不意に起こるケガや病気の応急処置のご相談。また、健康に関する相談や食事、栄養面までのご相談。いつ起こるのかもしれないトラブルに「リクラス安心サポート」が全てお応えします！

緊急駆け付けサポート

出動費60分無料!

トラブル発生!

フリーダイヤル
☎ 0120-024-736

コールセンター

入居者の過失や事故に対して、出張・作業を会員価格で対応!!

トラブル解決!

出動

カギ のトラブルサポート

- ▶カギを紛失して家に入れない!
- ▶外出先にカギを忘れてきてしまった!
- ※氏名・住所が会員登録と一致する顔写真付きの公的身分証明書の提示が必要です。
- ※合カギの作製はできません。
- ※マンションのオートロックは、作業対象外となります。

水まわり のトラブルサポート

- ▶蛇口からの水漏れ!
- ▶トイレのタンクが故障して水が出ない!
- ▶台所の詰まりで水が流れない!
- ▶洗濯機のホースを接続してほしい!

ガラス のトラブルサポート

- ▶泥棒の侵入でガラスが割られた!
- ▶自然災害でガラスが割れた!
- ▶ガラスにヒビが入っているので応急処置をしてほしい!
- ▶ガラスを割ってしまったので片付けてほしい!

在宅確認 サポート

- 一人暮らしのお子様と連絡が取れない時、親御さんがすぐに見に行く事が出来ない時、建物までかけつけ現場状況を確認します。
- ※あくまでも玄関前までの出動対応となります。
- ※部屋内に入ったの確認は一切行いません。

電話相談

電気 のトラブル相談サポート

- ▶ブレーカーが落ちた!
- ▶突然電気が消えた! ▶TVが映らない!
- ※特殊な電気機器(配電盤・分電盤等)の故障は、別途部材発注の可能性があるため、対応はできません場合があります。
- (停電・電気料金の未払い等は、電力会社様の対応となります。)
- ※建物設備以外は、サービス対象外となります。
- ※ブレーカーの仮復旧で解決しない、建物設備に関するトラブルは、管理会社様へご連絡してください。

ガス・給湯器 のトラブル相談サポート

- ▶お風呂のお湯が出ない!
- ▶コンロが点火しない!
- ▶元栓をひねってもお湯が出ない!
- ※緊急の一次対応であり、機器の修理等は、ガス会社様の対応となりますので、対応はできません場合があります。
- ※機器の修理やガス漏れの場合は、管理会社様へご連絡してください。

入会すれば、こんなにお得!

| 項目 | トラブル内容・対処方法 | 非会員 | 会員 |
|------|---------------------------------------|----------|----|
| カギ | カギを無くしてしまい、家に入れない 特殊な工具でカギを開けてもらった | 16,500円~ | 0円 |
| 水まわり | トイレを詰まらせてしまった ローポンプを使用した詰まり解消作業 | 12,100円~ | 0円 |
| 水まわり | トイレタンクの故障 トイレタンク内の金具調整 | 8,800円~ | 0円 |

※上記の料金は、あくまで目安となります。
※60分以上の作業の場合、別途10分に付き1,100円(税込)の作業料金ががかかります。
※部品が必要な場合は、別途部品代金が必要となります。

無料対応範囲と有償対応範囲について

- 無償対応範囲…基本料金・出張料金・夜間料金・休日料金・作業料金(60分以内の作業)→入居者の過失によるトラブルを無償で対応いたします。
- 有償対応範囲…60分以上の超過作業料金(10分につき、1,100円(税込))・特殊作業料金・部品代金(ガラス代・パッキン代などの各種部品代)
- 経年劣化によるトラブルや共有部のトラブルに関しては、家主様・管理会社様等へご連絡いたします。

バックアップサポート

もし自分の部屋に泥棒が入ってしまったら! 同じ部屋に住み続けるのは不安だという方のために再入居費用として一律10万円(税込)を負担。

一律10万円^(税込)負担

※ご契約頂いた販売店からの再入居が条件となります。
※ご利用は契約期間中1回のみとさせていただきます。

健康・医療相談サポート

24時間・365日、
カウンセラーなどが
対応いたします。

- ▶急な発熱、とりあえずどうしよう?
- ▶ストレスがたまって精神的にまいってしまった!

※当社で直接対応はいたしません。
※個別の相談料は実費となります。



ダイヤル案内サポート

ご相談の問題解決のために消費者団体
行政機関・弁護士への
ご案内・ご紹介を致します。

- ▶訪問販売がしつこくてついつい
契約をしてしまった!

※当社で直接対応はいたしません。
※個別の相談料は実費となります。
※ご案内・ご紹介先の対応時間については別途ご確認ください。



JBR NET 利用回数制限無し! 全国で利用できる優待割引!

さまざまな施設の利用割引や優待サービスが受けられる! 対象施設は全国に8,000箇所以上!

| | | | |
|------|---|---|--|
| 施設割引 | エンターテイメント MOVIX特別鑑賞券 大人1枚1,800円が 1,300円 ^(税込) レジャー ニッポンレンタカー 一般料金より 最大55%OFF | 健康 信頼できる病院! しかも割引も! グルメ 宅配ピザ全品 15%OFF | 宿泊施設割引 とっても多彩! とっても豊富! 提携施設は全国に 3,000施設以上!! 北九州 東横イン 上記の対象施設は一例です。ご利用方法につきましては、会員様専用ホームページにてご確認ください。 |
| | エンターテイメント MOVIX特別鑑賞券 大人1枚1,800円が 1,300円 ^(税込) レジャー ニッポンレンタカー 一般料金より 最大55%OFF | 健康 信頼できる病院! しかも割引も! グルメ 宅配ピザ全品 15%OFF | |

●ご利用につきましては、下記会員様専用ホームページにてご確認ください。

<https://www.jbr-members.com>

● 便利な会員証アプリ ●

住まいの緊急トラブルサポートアプリ Living Link

いつでもどこでも 緊急連絡可能!!

スマホと一体で安心 便利な会員証!!

時間も問わず 手軽に確認 掲示板機能!!

無料!!

「Living Link」は、日頃の生活で突然起こるトラブルに即時駆け付け・対応する入居者に心強いサポートアプリです。

困った時に24時間365日駆け付け!!

注意事項

※会員サービスのシステムへお客様情報が反映されると、プッシュ通知でご利用開始のお知らせが入ります。ご利用開始の目安は、お客様情報登録から約2週間~1ヶ月程度です。
※アプリ申請時には必ずお申込み時に登録いただいた契約者氏名(カタカナ)と電話番号(携帯番号推奨)をご登録ください。同居人や契約者以外のお名前ではログインできません。

アプリをダウンロード
「Appstore」または「Google play」を起動、「リビングリンク」を検索して頂き、ダウンロード。
お手持ちのスマートフォンから、専用QRコード(左下掲載)を読み込むと簡単にアクセスできます。

プッシュ通知設定
画面にアプリのアイコンが表示されたらタップし、上記のような画面が表示されたら「プッシュ通知」を選択。
お客様情報入力画面に切り替わります。
お手持ちのスマートフォンから、専用QRコード(左下掲載)を読み込むと簡単にアクセスできます。

お客様情報入力
●お名前(カタカナで入力)
●電話番号(隣の「-」無しで続けて入力)
以上の項目を入力し、「確認」をタップ。
確認画面が表示後「登録」をタップすると完了です。

プッシュ通知表示でご利用開始!
アプリのアイコンにプッシュ通知が表示されましたら全て準備が完了。アプリをご利用いただけます。

ダウンロードはこちら

App Store | Google play

第1章 総則

第1条(規約) シャンパンシステムスキューシステム株式会社(以下「当社」といいます。)が提供する「リクラス安心サポート」(以下「本サービス」といいます。)、第2条所定の会員が利用するにあたって適用されます。
 2.当社は、ウェブサイト又は書面その他所定の方法により、変更内容を通知又は公表する措置を講じ、当該措置より合理的期間が経過した後に、本契約の内容を変更することができます。ただし、会員の利益を著しく害するかと判断される場合にはこの限りではありません。

第2条(会員及び契約成立)

1.会員とは、本規約に同意の上、本サービスの入会申込手続を完了し、かつ当社が本サービスへの入会を認めたい者であり、申込日をもって契約が成立するものとします。ただし、当社が申込みを承諾しない旨を通知した場合は、申込日に遡って無効となり。なお、会員が事業を目的として物件を買負し利用する場合には、3ヶ月を超えてはなりません。
 2.会員は、本サービスへの入会申込手続を完了した時点で、この規約の内容を承諾しているものとみなします。
 3.本サービスの申込者が当社に登録するサービス対象となる物件(以下「対象物件」といいます)に居住されない場合、申込者は対象物件に居住する方(以下「居住者」といいます。)を会員として本サービスに入会申込手続を行うことができます。この場合、申込者が本サービスの契約者、居住者となること登録を行うものとし、その旨当社の承諾を得るものとします。なお、申込者は、本規約を利用するにあたり、同意したうえで、建築免許権者の署名・押印付き公的身分証明書(以下、単に「身分証明書」といいます。)による本人確認が必要となります。

第3条(譲渡禁止等)

会員は、本サービスに関する権利の全部または一部について、第三者に譲渡、売買、買権の設定その他の担保に供する等の行為はできません。

第4条(利用者)

1.本サービスは、対象物件に居住する会員とその同居家族のみが利用(以下「利用者」といいます。.)ことができます(なお、同居家族とは、申込日に登録された方から承諾した方を含みます)。ただし、本宅確認等のサービスについては会員及び利用者本人のみ利用することができます。
 2.本サービスを利用する場合は、原則として、建築免許権者の署名・押印付き公的身分証明書(以下、単に「身分証明書」といいます。)による本人確認が必要となります。

第5条(会費、本サービスの有効)

1.本サービスの会費は月額1,100円(税込)とし、当社指定の方法で指定の期日までに支払うものとなります。
 2.会費の支払を怠った場合、会費未納期間中は本サービスの提供を停止することができます。なお、居住者が会員である場合、当社は借主個人に対して請求できるものとします。会費未納期間が2ヶ月を経過した場合には、本サービスは自動的に失効し、会員資格を喪失するものとします。
 3.支払済の会費は、退会、会員資格の終了、その他都合による場合は、返金に応じられません。

第6条(有効期間)

1.本サービスの有効期間は、申込日から1か月間です。
 2.契約を更新する場合は、当社が定める指定期日までに次月分の会費をお支払いいただくこととなります。
 3.会費未払後も返金されない場合、本サービスのご利用可能期間は退会日までとなります。なお、その際前日までの会費の返金はできません。予めご了承ください。

第7条(変更の届出)

1.会員は、当社への届出内容に変更があった場合には、当社に所定の方法で速やかに変更の届出を行うものとし、
 2.前項の届出がなかったことで会員が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負わないものとします。

第8条(会員資格の喪失)

会員が以下のいずれかの事由に該当した場合は、会員としての資格は喪失するものとし、当社は即断し本サービスの提供を停止いたします。

- 1)不正な行為があった場合
- 2)本サービスを契約外の内容で利用した場合
- 3)本サービス利用時において、当社または業務提携先に対して、電話を長時間掛けている、必要以上に頻りにかける等の行為を行い、当社及び業務提携先の業務を妨害し、または業務に支障を与えた場合
- 4)会員の対応、態度、行動等から判断し、当社が適正に本サービスを提供することが困難であると判断した場合
- 5)サービスを享用し、当社または業務提携先の社員及び第三者の生命、身体、財産その他の権利利益が侵害された場合
- 6)暴言・暴力やハラスメントなど、サービススタッフの人格などを傷ついたり行為や行動があったとき、または、あつた当社が認めた場合
- 7)申込み後2ヶ月を経過しても会費を支払わない場合
(当社及びその関係者等へ著しい迷惑や損害を与えた場合)
- 8)その他当社が会員として相応しいかと判断するに足る正当な理由がある場合

第9条(個人情報保護)

1.当社は本サービスの運営において知り得た会員及び利用者(以下、「会員等」といいます。)の個人情報について、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」といいます。)その他の諸法令を遵守し、かつ適切な管理の注意義務をもって管理するものとします。なお、取得した個人情報は、以下の利用目的に使用します。
 (1)当社事業活動において各種サービスを提供するため
 (2)会員等に対し、当社及び当社の業務提携先の各営業情報及び販促品等を提供するため
 (3)1)における各種サービスの提供後、メンテナンス、アンケート、その他の事由により改めて会員等と接する必要がある場合
 (4)会員等から頂いた個人情報、必要に応じたため
 2次に掲げる場合、前項の目的の範囲外であっても会員等の個人情報を利用し、または第三者に提供することがあります。
 (1)会員等が同意している場合
 (2)個人情報保護法その他の法令により必要と判断された場合
 3.当社は、第1項の目的のため、会員等の個人情報を業務提携先等と共同で利用することがあります。
 4.当社は、会員等またはその代理となる、会員等の個人情報の開示または利用の停止、消去、第三者への提供の停止を求められた場合は、当社所定の手続きに従ってこれに応じることとします。なお、当社の会員等の個人情報の取り扱いにつきましては、プライバシーポリシー(https://www.rjcr.co.jp/privacy/)をご確認ください。

第10条(免責)

1.当社は本サービスの利用により発生した会員等または第三者に生じた損害(他者と間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。.)及び本サービスを利用できなかったことにより会員または第三者に生じた損害については、損害賠償責任を負わないものとします。ただし、故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。
 2.当社は、以下に掲げる事由その他のやむを得ない事由によりサービスの提供をお断りする場合があります。
 (1)天災地変等の不可抗力により対象物件への到着が困難であると判断した場合もしくは当社のコールセンターにおいて会員からの受電が困難な場合
 (2)会員の住所が離島・島嶼・山間部その他当該のサービス提供が困難な地域の場合

第11条(反社会的勢力の排除)

1.会員等は、第1項に該当する事由がなく、また第2項に該当する行為を行わないことを表明し、また将来にわたっても該当せず、また行わないことを確約するものとします。
 (1)会員等が、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動標榜ゴロリまたは特殊犯罪集団等者その他の反社会的勢力と見られる者(以下、「反社会的勢力」といいます。))であること、または次のいずれかに該当すること

- ①暴力団員等が経営を支配していると思われる関係を有すること
- ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると思われる関係を有すること
- ③自己、自らもしくは第三者の不正の利益を認められる目的または第三者に損害を加える目的をもちてするなど、不当に暴力団員等を利用して人と認められる関係を有すること
- ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (2)会員が、自らまたは第三者を利用して行う次のいずれかに該当する行為
 ①法的な責任を負ったこと
 ②法的な責任を負えなかった行為
 ③本サービスに関し、確信的な言動をして、または暴力を用いる行為
 ④風説を流布し、い讒し、誹りを用いては威力または威力を用いる行為を奨励し、または当社の業務を妨害する行為
 (3)その他前条に該当する行為

3.当社は会員等が前項の規定に違反している疑いがあると認められた場合には、この規約に基づき本サービスの利用を停止することができるものとします。その場合に当社に生じた損害は会員等がすべて賠償するものとし、会員等に生じた損害は、当社は一切その責任を負いません。

第2章 相談サービスの規約

第12条(目的)

相談サービスは、様々なトラブルに関して、必要な手続の案内や専門家、行政機関、消費者保護団体の紹介など、会員等に対して情報の提供を行うこと、会員等のトラブルの解決をサポートします。

第13条(サービス内容)

- 1.会員等が専用フリーダイヤルにて問い合わせがあった事項に関して、下記の情報を提供する。この中で、トラブル解決のサポートを行います。
 (1)トラブルの解決のために必要となる方法、手段等の案内
 (2)行政機関(警察、消費者保護機関、ハウジングセンター)等の専門家の紹介
 (3)その他、トラブル解決のために必要な事項
- 2.健康・医療相談サービスとは、健康・医療・育児・メンタルヘルスなどのご相談について(保健指導の範囲内で)アドバイスを行うこと、診断・診察行為ではありません。病院情報や健康に関する情報を提供するサービスです。
 3.電気・ガス・給湯器のトラブル相談サービスとは、会員へ電話にて情報提供を行うサービスです。以下、この事項に関しては、サポートの対象外とします。
 (1)恋愛・友情など、精神的な価値観に關係する事項
 (2)法令や社会通念に反する事項
 (3)前項のほか、弁護士法、税理士法等その他法令上業として提供することが禁止されている事項
 (4)前各号の他、情報提供が著しく困難と認められる事項

第14条(利用料金)

- 1.会員等は本サービス有効期間内において、第13条所定のサービスを無償で利用することができます。
- 2.相談サービスは情報の提供を目的としたものであり、情報提供後を超えて生じる下記の利用費用等については、会員等本人の負担となります。
 (1)書籍申請等にかかる費用等
 (2)弁護士・カウンセラー等と個別に相談を行う場合の報酬等
 (3)その他、紛争解決のために発生する費用

第15条(免責)

1.相談サービスにおいて当社が会員等に提供した情報は、会員等がトラブルを解決するための一手段をご提案であり、解決をお約束するものではありません。また、情報の利用についての責任の一切は、会員等の自己責任のもと会員本人に帰属するものとします。
 2.当社以外の第三者が行った役務提供については、当社は損害賠償責任を負わないものとします。
 3.当社は、相談サービスからの情報に基づき会員または第三者に発生した損害(他者と間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。.)及び本サービスを利用できなかったことにより会員または第三者に発生した損害については、損害賠償責任を負わないものとします。ただし、故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。

第3章 カギ・水まわり・ガスのトラブルサービス及び在宅確認サポートに関する規約

第16条(サービス内容)

- 1.カギ・水まわり・ガスのトラブルサポートは、当該トラブルが発生した場合に、無償で駆けつけトラブル解決サポートを行うものとします。ただし、特殊な構造・部品を使用する場合並びに60分を超えての作業及び特殊作業が必要となる場合は、本サービス対象から除外し有料となります。
- 2.在宅確認サービスは、離れて暮らすご家族(会員のみ)の1親等内(限ります)が会員等と連絡が取れない場合に、対象物件へ訪問し、在宅状況を確認するものとします。状況確認後、在宅有無をご案内・ご報告します。

第17条(免責)

1.カギ・水まわり・ガスのトラブルサポートに関して、下記の事項に該当する場合は、本サービスの提供をお断りする場合があります。
 (1)会員等本人以外の依頼
 (2)災害・天災・船舶等へ起因する依頼
 (3)カギの開錠の場合に会員等本人の立会いがない場合
 (4)身分証明書の提示のない場合、身分証明書の提示があっても、身分証明書上の住所、氏名が当社に届出のある住所、氏名と異なる場合
 (5)対象物件のうち、賃貸部分以外に該当する本サービスの依頼
 2.在宅確認サポートに関して、下記の事項に該当する場合、本サービスの提供をお断りする場合があります。
 (1)在宅確認に関して、玄関の開錠を希望する場合
 (2)在宅確認に関して、1親等内の親族以外からの依頼
 (3)在宅確認サービスの本来の目的から逸脱した利用方法や、定期的または定常的な在宅確認を希望する場合と、利用頻度が著しく多い当社が判断した場合
 3.当社及び業務提携先が、カギ・水まわり・ガスのトラブルサービス及び在宅確認サポートに関して、損害賠償責任を負わないものとします。ただし、故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。

4.当社に登録した同居家族が、当社との連絡が断絶となった場合におけるトラブルについては、当社はいかなる責任を負わないものとし、損害賠償義務を負わないものとします。

第18条(カギのトラブルサービスにおける補助金)

- 1.カギのトラブルサービスに関して、依頼を要しない開錠作業にあたり技術上の困難を理由に会員が有料盲施設を利用せざるを得ないとなつた場合、次の条件を満たした場合に限り、会員が実際に発生した宿泊料金、及び利用宿泊施設への移動費の合計金額のうち最大1,000円(税込)までを宿泊補助金として支給いたします。
 (1)加入者が宿泊補助金の交付対象は以下とおりです。
 (2)当社所定の申請書を用い、利用者の氏名・住所・郵便物の宛名、日付入りの領収書とともにご宿泊日から1か月以内(ご宿泊日を含む)に当社へ提出すること
 (3)宿泊施設のご利用において当社が合理的な理由に基づき適切であると判断すること
 2.当社が宿泊補助金給付対象であると判断した時は、当社が申請を受けた月の末日月末日までに、会員本人名義の金融機関口座へ宿泊補助金をお振込みいたします。

第19条(カギ・水まわり・ガスのトラブルサービス及び在宅確認サポート料金)
 カギ・水まわり・ガスのトラブルサービス及び在宅確認サポートの利用料金は、下表のとおりとします。

| 時間帯 | | | 区分 | 会員 |
|-----------------------------|------------|---------|----|----|
| 基本 出 社 料 金 | 8:00~20:00 | カギ・水まわり | 無料 | |
| | | ガス | 無料 | |
| | | 在宅確認 | 無料 | |
| 上 記 以 外 | | カギ・水まわり | 無料 | |
| | | ガス | 無料 | |
| | | 在宅確認 | 無料 | |
| 作 業 料 金 (60分以内) | | - | 無料 | |
| | | - | 実費 | |
| | | - | 実費 | |
| 履 行 料 金 (60分超) | | - | - | |
| | | - | - | |
| 特 殊 作 業 料 | | - | 実費 | |
| | | - | 実費 | |
| 部 品 代 金 | | - | - | |
| | | - | - | |

(注)在宅確認サポートとは、会員等本人の1親等内の親族からの依頼に限ります。
 (注)作業料金は、作業時間が60分を超えている場合は、60分を超えたから10分ごと1,100円(税込)に費用が発生します。

第4章 「JBR NET」サービスの規約

第20条(サービス内容及び利用料金)
 当社は、会員等に下記の利用料金割引及び優待サービス等を提供する「JBR NET」サービスを無償で提供します。「JBR NET」サービスは当社が運営するホームページを通じて提供されます。会員等は、サービス利用にあたり、別途当該サービスの利用規約を遵守するものとします。

第21条(免責)

- 1.「JBR NET」サービスに関して、以下の事項に該当する場合、サービスの提供をお断りする場合があります。
 (1)会員等本人以外の利用
 (2)会員等本人以外がホームページにログインした方法による利用
- 2.「JBR NET」が提携する施設をご利用したこと等により会員等または第三者に生じた損害については、当社は、損害賠償責任を負わないものとします。

「個人情報取得の取り扱ひに関する同意書欄

本書面は、今回お客様にご記入いただいた個人情報の利用目的、取り扱い等についてご説明するものです。申込み・記入フォームへお電話にてサービスのお申込みをされた場合は、下記内容を必ず読みかたください。ご同意の上、ご記入・お申込みをお願いします。

1.個人情報の利用目的

- ①お客様の個人情報(以下「目的のために利用し、それ以外の目的で利用することはありません。」)
 (a)当社事業活動における各種サービスをご提供するため
 (b)お客様に対して当社及び当社の業務提携先、業務委託先の各営業情報及び販促品等をご提供するため
 (c)1)に於ける各種サービスのご提供前又は後に、アンケート、その他事項等、改めてお客様とご連絡を必要とする発生した際のために、お客様からご意見を伺うこと等
 (d)ただし、次の場合においては、ご本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供することがございます。
 法令に基づく場合
 当社のグループ会社及び提携先企業との間で共同利用を行う場合

2.個人データの共同利用

- 当社とグループ会社及び提携先企業との間で、以下のとおり個人データを共同利用することがあります。
 (1)個人データの項目
 お名前、生年月日、ご住所、電話番号、メールアドレス等のご連絡先、その他当社がお申込みもしくはサービス提供中に、当社がお客様に関して取得するすべての個人情報。ただし、センティブ情報を含まず。
 (2)共同利用するグループ会社
 レスキュー損害保険株式会社、ジャンプ短観短期保険株式会社、シヤンフアラビヤホテル株式会社、株式会社アクゴルフ、株式会社TSUNAGU
- 個人データ管理責任者:株式会社システムスキューシステム株式会社

3.個人情報の委託

当社は、利用目的を達成するため必要な範囲内で、当社業務提携先や業務委託先が他企業に委託することがあります。その場合当社及び業務提携先や業務委託先は当該委託業務の処理に必要な範囲で、個人情報の保護措置を講じてお客様の個人情報を委託します。
 4.匿名化情報の取扱いについて
 (a)サービスに関する個人を識別できないよう加工した情報であつて当該個人情報を復元することができないようにした情報(匿名加工情報)についてお客様のプライバシーを厳重に保護する観点から、情報の取扱いについてはガイドラインを策定し、適正に取り扱います。

5.個人情報の安全管理

当社が取得した個人情報及び特定個人情報ならびに外部から預かりした個人情報及び特定個人情報、安全かつ正確に管理し、アクセス、紛失、破壊、改ざん、漏えい等の問題に対して情報セキュリティ対策を実施し、その予防を図ります。

6.個人情報の記入の任意性

個人情報の記入は任意です。ただし、必須項目に記入がない場合は、サービスが提供できない場合やお問い合わせに回答することができない場合がございます。あらかじめご了承ください。

7.当社運営Webサイトの個人情報の取扱いについて

- 1.当社運営Webサイトに「個人情報の取扱いに関するご意見・ご要望」に関するお問い合わせ先
 (1)本サービスに関する登録の受付、内容の確認、維持、保持及び改善のため
 (2)本サービスに関するご案内、お問い合わせ等への対応のため
 (3)本サービスに関する当社の規約、ポリシー等(以下「規約等」といいます。.)に違反する行為に対する対応のため
 (4)本サービスに関する契約等の変更などに関するお問い合わせ

第7条(入居者への通知)
 当社は、入居者の賃貸借契約締結時に、本規約が記載された「リクラス安心サポート」申込書の控を交付します。

第8条(本制度の対象範囲)
 本制度は、提携不動産賃貸業者を仲介者として再入居する場合のみに適用されます。

第9条(他の補償制度との関係)
 本制度は、他の補償制度、保険等からの給付とは無関係に行えます。

第10条(入居者への通知)
 当社は、入居者の賃貸借契約締結時に、本規約が記載された「リクラス安心サポート」申込書の控を交付します。

第11条(入居者への通知)
 当社は、個人情報の取扱いに関するご意見・ご要望につきまして、適切かつ迅速に対応いたします。
 お問い合わせは下記窓口までお申し出ください。
 個人情報の取り扱ひに関するお問い合わせ窓口
 管理本部管理総務課 苦情相談窓口担当
 連絡先(E-mail) info@rjcr.jp

再入居費用バックアップサポート規約

第1条(制度の概要)

本制度は「ジャパンシステムスキューシステム株式会社(以下「当社」といいます。))と提携する不動産賃貸業者(以下「提携不動産賃貸業者」といいます)を介して「リクラス安心サポート」に加入した方(以下「会員」といいます。))に対して、「再入居費用/バックアップサポート規約」(以下「本規約」といいます。))に定め対象期間中に、会員本人が入居住宅専用部分における侵入盗被害またはストーカー被害に遭い、被害に遭つてから6ヶ月以内に、会員本人が提携不動産業者の介する賃貸物件に転居する場合には、その再入居費用の一部を提携不動産業者が負担する制度です。

第2条(用語の定義)

- 本制度において、用語の定義はそれぞれ以下のとおりです。
 (1)「賃貸借契約(入居者)」
 提携不動産賃貸業者の紹介により居住する入居者で賃貸借契約に記載のある賃貸借契約の要する人。
 (2)「再入居費用/バックアップ部分」(以下「本制度」という)
 会員本人が入居住宅専用部分における侵入盗被害またはストーカー被害に遭われて転居を余儀なくされた場合、被害に遭つてから6ヶ月以内に、会員本人が提携不動産賃貸業者の介する賃貸物件に転居する場合には、その再入居費用の一部を負担する制度。
 (3)「入居住宅専用部分」
 提携不動産賃貸業者を仲介者として賃貸借契約に基づき会員本人が居住する物件で、人が居住に用いる部分のうち会員が内側から完全に施錠でき、実際に居住している部分、ヘランダを除く。
 (4)「施錠中」
 入居住宅専用部分の窓、扉、ドアなどの開口部にすべて錠をかけている状態。
 (5)「侵入盗被害」
 施錠中に入居住宅専用部分に第三者が侵入した場合、または侵入した第三者が行つて窃盗によって生じた盗取、毀損または汚損。
 (6)「ストーカー被害」
 会員がストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条第1項の「つきまとい等」の被害を遭い、警察に相談して警告を求めた旨の申請を受けた場合、警察署長等による警告が発令された場合もしくは本制度が約定された日(更新)の有効期限内。
 (7)「対象期間」
 入居者との間で賃貸借契約がすべて終了し、この報告が行われた日(更新)による賃貸借契約を含みます。から2ヶ月の有効期限内。

第3条(顧客情報の管理と個人情報の取り扱いについて)

1.当社は、本制度を利用した顧客情報は、当社のデータベースにて適正に管理します。また、入居者に対する各種サービスの紹介のために、顧客名簿を当社の業務委託先等の第三者に通知する場合がありますことをご了承ください。
 第4条(適用対象外)
 次の事由に該当する場合は、本制度の適用対象外とします。
 (1)会費未納、借越、遅延行為、自殺行為、
 (2)会員及び会員の家族、使用人、同居人または借主が自らなし、または加担したことで
 (3)提携不動産賃貸業者以外の仲介により転居した場合
 (4)地震、噴火、風水災、その他の天災
 (5)会員または会員の親族以外の者が対象住居内にて在宅中の侵入盗被害
 (6)入居住宅専用部分に施錠できない、本規約中の2回目
 (7)被害にいて警察への届出がない場合
 (8)同一入居住宅専用部分において、対象期間に入居翌日以降の侵入盗被害またはストーカー被害
 (9)侵入盗被害が未遂であった場合
 (10)お客様が入居住宅専用部分に第三者が侵入したと判断できないまたは判断が困難な場合
 (1)転居先が営業先やご自宅の場合
 (12)入居者及び被害者以外の第三者の規制等に関する法律での「つきまとい等」行為に該当しても警察署長による警告が発令されない場合もしくは報告がない場合
 (13)入居日間の事故

第5条(本制度の利用申請)

- 1.当社は、本制度を利用するの受付後、申請内容の確認(本制度規約に関する各問い合せを含みます。))を行います。ただし、当社は、申し込まれた内容に対し、本規約を当社に報告するものとします。
- 2.当社は、会員からの利用申請の受付時、以下の事項をご確認させていただきます。
 (1)住所・氏名・電話番号・性別
 (2)本制度を利用した日(賃貸借契約日)被害の発生日時と状況
 (3)警察への鑑定届出の有無
 3.本制度を利用することには、会員以外以下の書類を当社に提出しなければなりません。
 (1)他の機関が発行する受理書類
 (2)ストーカー被害の場合は警察署長が発行する警告を実施した証明書
 (3)当社の定める被害報告書
 (4)侵入盗被害を証明する書類
 (5)転居先の賃貸借契約書(写)等
 (6)その他当社が必要とする書類

第6条(負担金)

1.当社の調査により、会員の申告した被害が本制度の対象であると判断されたときは、新たな賃貸借契約締結時に再入居費用の一部として、提携不動産賃貸業者にて10万円を一律負担します。なお、提携不動産賃貸業者の指示により、当社より日貸負担相当額を会へキャッシュアウトする場合があります。

2.会員が侵入盗被害に遭い、そのまま継続していること、一旦実家等に戻れた場合でも、6ヶ月以内に再度当社の指定する不動産賃貸業者を仲介者として再入居の場合は、前項と同様に10万円を一律負担します。
 3.本制度のご利用は、対象期間ごとに1回で終了しますが、本サービスの有効期間内であれば、他のサービスは受け継ぐことができます。

